

通信販売トラブル～お試しで1回だけのつもりが「定期購入」だった～

スマホを見ていたら、シミを目立たなくする美容液の広告が表示された。「今なら初回お試し価格 1,980 円!」「いつでも解約できます」とあったので申込みことにした。申込みの入力の最後に「今ならクーポンで 500 円お得!」という画面が現れたのでクーポンをタップして注文を確定した。後日、届いた美容液を試したが効果が感じられないので、業者に「解約したい」と連絡したが、「クーポンを使った場合は 4 回コースに変更になり、4 回受け取るまで解約できないと規約に書いてある。代金は次回から 10,000 円」と言われてしまった。



センターからのアドバイス!!



インターネットショッピングやテレビショッピング、カタログ販売などの通信販売は、規約に書いてある購入条件や返品条件に原則従わなくてはなりません。また、クーリング・オフ制度も原則ありませんので、注文する前に購入条件や返品条件をしっかりと確認しましょう。ただし、規約や条件の表示が分かりづらいなど、表示が不十分なために誤認して契約した場合は、契約の取り消しを主張できる場合がありますので、お早めに消費生活センターにご相談ください。

消費者啓発講座

くらしに役立つ講座

日常生活における身近な内容をテーマに、消費者講座を開催しています。くらしに役立つ知識や情報がいっぱいですので、お気軽にご参加ください。「台東区公式ホームページ」や「広報たいとう」などで随時募集しています。



くらしに役立つ講座

消費生活相談員による出前講座

町会やシニアクラブ、学生やPTAの勉強会等、台東区内で行われる集会、学習会、社内研修等に消費生活相談員がお伺いして、消費トラブルの対処法やくらしに役立つ情報をお話します。

費用は無料、短時間でも少人数でも構いません。出前講座のお申込みは下記までお気軽にご連絡ください。



町会での出前講座

子供向け早期啓発講座

物やサービスを選んで使うという点で子供も消費者です。早期からの消費者啓発として、子供向け講座「夏休みこども教室」を実施する他、「学びのキャンパスプランニング事業」の一環として区内小学校で特別授業も行っています。



小学校での特別授業

台東区消費生活センター

相談専用電話

03-5246-1133

受付時間

月～金 午前9時～午後4時まで